

「県内小売店 de 県産品応援キャンペーン」 チラシ等の使用ガイドライン

第 1 条 目的

1. 「県内小売店 de 県産品応援キャンペーン」は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、需要減少の影響を受ける県産品について、プレミアムクーポン（ハピトク沖縄）等と連動して、2021 年 7 月に予定する「県産品奨励月間」に向けて、県産品の生産者や製造メーカーの企業活動の維持と域内における県産品の利用促進及び需要拡大を切れ目なく実施することを目的としています。
2. 「県内小売店 de 県産品応援キャンペーン チラシ等の使用ガイドライン」（以下、本ガイドライン）は、上記の目的を達成するために、「県内小売店 de 県産品応援キャンペーン」のチラシ等を使用するに際して、遵守すべき事項をまとめたものです。

第 2 条 定義

本ガイドラインで規定する「県内小売店 de 県産品応援キャンペーン チラシ等」とは、(<http://okimin2021cp/download/list>) 内にある、すべての電子ファイルのことです。

第 3 条 管理者

「県内小売店 de 県産品応援キャンペーン チラシ等」の管理者及び著者は、「県内小売店 de 県産品応援キャンペーン事務局」（以下、「事務局」という。）です。

第 4 条 使用適用者

「県内小売店 de 県産品応援キャンペーン チラシ等」を使用できるのは、「県内小売店 de 県産品応援キャンペーン」事業の趣旨に賛同し、本ガイドラインのすべての内容に同意する者です。

第 5 条 使用承認について

「県内小売店 de 県産品応援キャンペーン チラシ等」の使用に際して、第 7 条に定める場合を除き、「県内小売店 de 県産品応援キャンペーン」事業に関する取組に使用するものであれば、管理者及び著作者である事務局の承認は必要ありません。

第6条 報告

「県内小売店 de 県産品応援キャンペーン チラシ等」の使用者は、事務局が求めるときは、必要な書類を提出するなど、使用内容を報告することとします。

第7条 不正使用等の場合

1. 「県内小売店 de 県産品応援キャンペーン チラシ等」について、次に掲げる事項のいずれかに該当する行為が判明した場合は、「県内小売店 de 県産品応援キャンペーン チラシ等」の使用はできません。
 - (1) 本ガイドラインに違反した場合、またはその疑いがあり、事務局からの是正指示に応じないとき。
 - (2) 使用内容が、「県内小売店 de 県産品応援キャンペーン」事業の趣旨と著しく異なるとき。
 - (3) 使用者が、「県内小売店 de 県産品応援キャンペーン」事業の信用を傷つける行為を行ったとき。
 - (4) 使用者が、「県内小売店 de 県産品応援キャンペーン チラシ等」を使用した取組について、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかったとき。
 - (5) 公序良俗に反するとき。
2. 上記不正使用等の場合は、チラシ等のデータを速やかに破棄し、いかなる理由があろうとも保存、開示、利用または譲渡することはできません。

第8条 ガイドラインの変更

本ガイドラインは、事務局により、事前の通知なく変更される場合があります。